議 長 休憩を解いて再開いたします。

議

(9時25分)

日程第4「承認第1号専決処分の承認を求めることについて(松田町税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第1号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和6年5月15日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いいたします。 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明させていただきます。 令和6年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が可決成立し、 本年3月30日に公布され、同年4月1日に施行されたところでございます。こ れにより町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、4月1日からの課税 にかかるものについては特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかっ

たため、専決処分により条例改正を行ったものでございます。

2ページ目に専決処分書、3ページ目に改正文、4ページ目に参考資料 1 として新旧対照表、5ページ目に参考資料 2 として本年 3 月の議会全員協議会で御説明申し上げました資料を添付させていただいております。

条例改正の内容といたしましては、地方税法において土地にかかる固定資産税の負担調整措置について、現行の仕組みが3年間延長されたため、同様に延長する旨の改正を行ったものでございます。詳細につきましては、4ページ目の参考資料1、新旧対照表にて御説明させていただきます。

右側が現行、左側が改正案でございます。附則第7項の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置について、現行の仕組みが3年間延長されたことに伴い、見出し及び同項内の「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改めます。また、根拠法である地方税法等の一部を改正する法律の法律年と法律番号及び適用する条

項について改正するものでございます。

恐れ入ります、1ページお戻りいただきまして、3ページ目の改正文をお願いいたします。改正文の中ほど、附則でございます。第1項、施行期日は令和6年4月1日からとすること。第2項では、経過措置として、改正後の附則第7項の規定は令和6年度以後の年度分について適用し、令和5年度分までについては従前の例によることを定めたものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第1号専決処分 の承認を求めることについて(松田町税条例の一部を改正する条例)について、 原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。